



広報

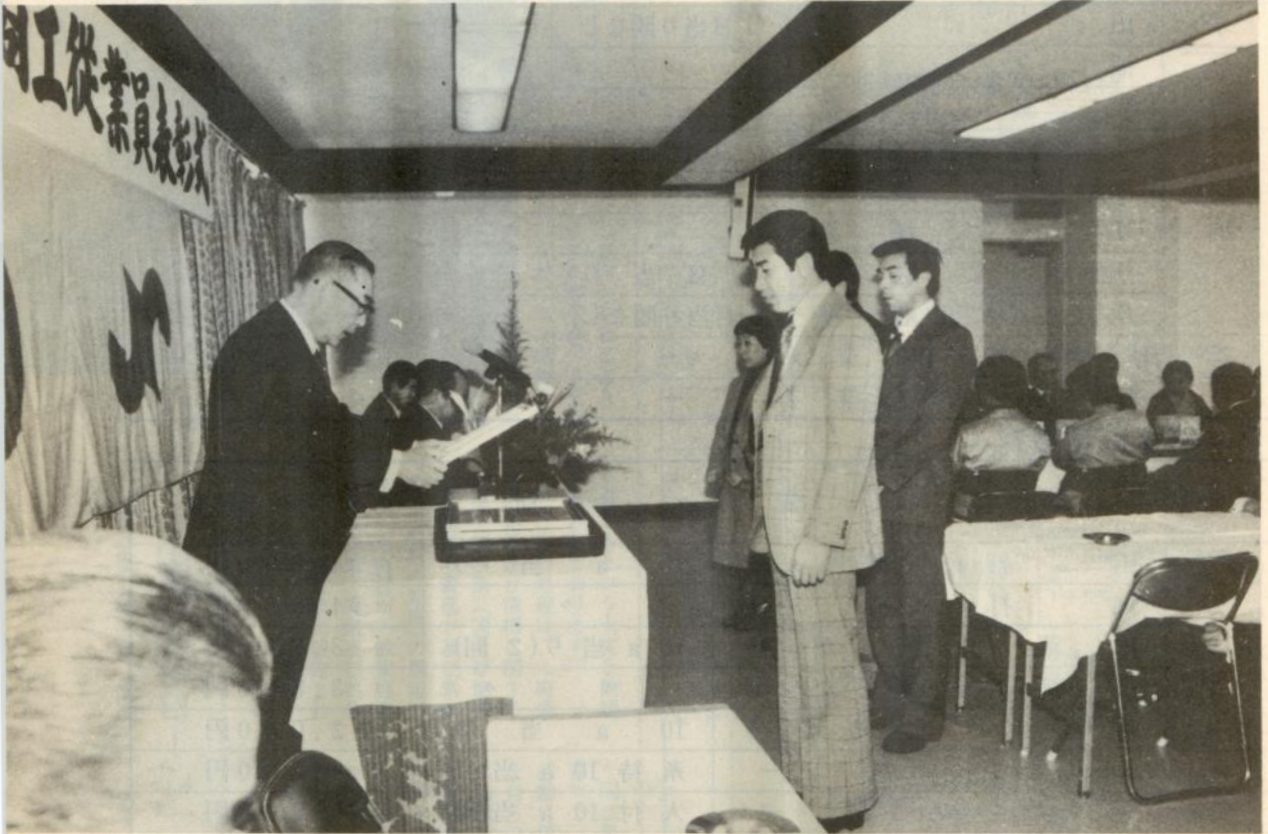
ごよがわら

発行所
五所川原市役所
514号
昭和57年3月1日
印刷 (株) 佐々木印刷工業

市の人口 男 25,795人
53,287人 女 27,492人

世帯数 14,654

(昭和57年2月1日現在) 住民基本台帳から



福士さんら74人を表彰 勤続の優良商工従業員

「永年の勤続ご苦労さま」

第27回、優良商工従業員の表彰式が2月18日午後、産経会館五階におよそ80人の関係者が出席して行なわれ、特別功労者の福士富美さん〈津軽東芝音響(株)〉ら74人が表彰されました。

□30年以上勤続者 野村富男、今喜久三、坂田輝孝
(以上津鉄(株))、小田桐留太郎 (有) 鶴谷製材所、

杉山道栄、田中義光 (以上藤田クリーニング(株))、
上原清治 (マルワ商会)、工藤慶太郎、渋谷春一 (以上(株)前田製材所)

□特別功労者 福士富美 (津軽東芝音響(株))、一
戸順子 (丸幸商事(株)) 敬称略

(写真=2月18日、産経会館で)

田植えは、男女共3,800円

57年度農業日雇賃金等の標準額まとまる

1. 農業日雇賃金

(1日の労働時間を8時間として算定)

田畑別	作業別	男女別		57年度標準額	
				男	女
水田	田植	1日当り賄なし		3,800円	3,800円
	稲刈	〃		3,800円	3,800円
	脱穀調整	〃		3,800円	3,800円
畑	りんご剪定(特技者を除く)	1日当り賄なし		5,100円	
	りんご授粉	〃		3,500円	3,500円
	りんご摘果	〃		3,800円	3,800円
	りんご袋掛	1日当り		3,800円	
	りんご収穫	1日当り賄なし		3,500円	3,500円
薬剤散布作業		〃		3,500円	3,500円
一般農作業		〃		3,500円	3,500円

2. 耕耘機等賃料

機械別	作業別		57年度標準額
耕トラ	田打	砕き 10 a 当り	4,800円
	畑打	砕き 〃	4,800円
耕耘タ	田荒	しろかき 10 a 当り(2回)	3,800円
	田植	しろかき 〃	3,800円
機1	耕起	よりしろかき 10 a 当り	12,000円
バインダー		糸持 10 a 当り	8,700円
ハーベスター		人付 10 a 当り	5,700円
コンバイン		〃	16,000円
田植機		〃	4,700円

オペレーター賃金	1日当り	6,500円
----------	------	--------

青少年の善行者を推薦して下さい

社団法人・日本善行会では、毎年善行をした個人、団体を推薦してもらい表彰を行っています。

社会のため、人のため勇気をもって黙々と善行してきた個人、団体を推薦して下さい。

□表彰の名称 青少年善行表彰

□対象年齢 おおむね三十歳未満

□推薦方法 推薦書用紙(市教育委員会にあります)に、

必要な事項を記入して、三月八日(月)までに提出して下さい。

□提出先 市教育委員会・社会教育課

(☎35)二二二番
内線二五〇番

農業者年金のおしらせ

経営移譲年金の受給者は、3月31日までに現況届を提出しましょう

経営移譲年金受給者の皆さん、今年も現況届を提出する時期がきました。

1. 用紙の送付

現況届は、2月末日までに農業者年金基金から現況届を提出しなければならぬ方あてに直接お送りしております。

2. 提出しなければならない方

今回、現況届を必ず提出しなければならない方は、昭和56年3月31日までに裁定を受けた受給者です。したがって、年金を初めて受けられるようになってから、1年を過ぎていない昭和56年4月1日以後に裁定された方は、今年の現況届を提出する必要はありません。

3. 証明・確認を受ける前に

現況届の証明、確認欄には必ず、3月1日以後に市役所（住民登録が支所にある場合は支所）で、市長の証明を受けたのち、農業委員会会長の確認を受けて下さい。

4. 提出期限

現況届の提出期限は、3月31日です。なお、現況届が期限までに提出されないときは、提出されるまでの間支払いは一時的に止められますので、ご注意下さい。

農業委員会委員の

選挙人名簿の確認を

市選挙管理委員会では、農業委員会委員の選挙人名簿を縦覧に供しています。

縦覧期間内に名簿を確認して下さい。

この名簿は、有資格の皆さんから先に提出があつ

た、「選挙人名簿登載申請書」に基づいて調整されたものです。

縦覧期間 二月二十三日から三月九日まで
(午前八時三十分から午後五時まで)

市内に住所を有し、昭和三十七年四月一日以前に生

縦覧場所 市選挙管理委員会事務局（本庁四階）

縦覧期間 二月二十三日から三月九日まで
(午前八時三十分から午後五時まで)

選挙権を有する方

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

(ロ)十以上の農地を耕作する農業生産法人の組合員、または社員（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

また、(イ)以上の農地を耕作する方及び同居の親族、またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね六十日に満たない方は除く）

三月一日から市役所（病院を除く）の執務時間が、次のように変更になります。

期間 三月一日から九月三十日まで

月曜日から金曜日

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

市の執務時間が変更

昼の休憩時間は、正午から午後零時四十五分

まで

土曜日

午前八時三十分から午後零時十五分まで。

三月は次の日程で開設します。ご利用下さい。

□とき 三月十日（水）、二十四日（水）

午前十時から午後二時

交通事故巡回相談所

□ところ 市民文化会館別館

青森県交通事故相談所

五所川原市・市民相談室

年金のはなし

その8②

年金の支払月
年四回に分けて支払わ
られます。

通算老齢年金は、年二
回です。

年金は、三カ月分ずつ
をまとめて、毎年三月、
六月、九月、十二月(老
齢年金は十一月)に支払
われますが、通算老齢年
金は、六カ月分をまとめ
て、毎年六月、十二月に
支払われます。

年金の支払方法
年金の支払いは、郵便
年金の支払い、郵便

局や農協、銀行等で受け
られます。

年金の支払いは、裁定
請求のときに、ご自分が
希望する郵便局や農協、

年金の受け方、支払い時期など
信用組合、信用金庫、銀
行等を申し出ればそこで
受けられます。

信用組合、信用金庫、
銀行の場合は、預金通帳
をご提示願います。

農協の場合は、裁定請
求書に農協の証明印が必
要です。郵便局以外の場
合は、全部ご自分の預金
口座に自動振込みになり
ます。

また、郵便局にも振替
預入制度がありますので
ぜひご利用願います。

毎年、現況の届出を
年金を引き続いて受け
るためには、毎年一回、
現況届を提出する必要が
あります。

「国民年金受給権者現
況届」というものを提出
することになっています。

この届は、受給権者が
引き続いて年金を受ける
ために、毎年一回、
現況届を提出する必要が
あります。

障害、母子、準母子、
遺児、寡婦の各年金は五
月二十日までです。

提出時期が近づくと、
社会保険庁から届出用紙
が送られてきますから、
必要な証明を添えて早く
返送しましょう。

四月から五、二二〇円に

国民年金の保険料

現在、国民年金の保険料
は四、五〇〇円ですが、今
年の四月から一カ月分が五、
二二〇円に変わります。

これは、老齢年金の受給
者が増え続けていくのと、
年金額が物価上昇などに合
わせて、毎年増額されてい
くために、給付の不足分を
補う国の負担額も増え、被

保険者の保険料負担額も増
えていくためです。

国民年金では、年金給付
額の三分の一が国庫補助さ
れており、加入期間短縮に
よる特例加算部分について
は、さらに手厚い国庫補助
が行われていますが、それ
でも改正後の年金の給付を
現年度だけで賄うとすれば

必要を保険料は一カ月分
八、六〇〇円程度になりま
す。

このようなことから、保
険料の額が改正されますが
皆さんのご理解とご協力を
お願いいたします。

忘れていませんか

国民年金の保険料

国民年金の保険料をまだ
納めていない人はおしま
い。

一度お調べ下さい。
五十六年度四期分の納期
限は二月二十七日でした
が、なんと今月中に納めて
下さい。

乳幼児の健康診査

乳幼児の健康診査と健康相談を次の日程で行い
ます。該当する赤ちゃんには、受診させるように
して下さい。

- 受付時間 午後0時30分から1時まで
 - 持参するもの 母子健康手帳、バスタオル
- 現在病気治療中か他の医療機関で健康診査を
受けている乳幼児はご遠慮下さい。

1歳6ヵ月児に限り歯科衛生指導も行います。

月 齢	対 象	と き	と ころ
3ヵ月児	昭和56年11月 生まれの乳児	3月9日	旧中央公民館
6ヵ月児	昭和56年8月 生まれの乳児	3月16日	
1歳6ヵ月児	昭和55年9月 生まれの乳児	3月23日	

街頭献血のご案内

移動採血車「青い鳥号」
が次の日程で街頭献血を行
います。
皆さんの協力をお願いし
ます。

- とき・ところ

十時三十分から正午まで、
敷島町・敷島分院前
○当日午後一時三十分か
ら三時まで、鎌谷町・鎌谷
集会所前
あなたも献血手帳を。

国民年金に加入して
も保険料を納めていませ
んと、老齢年金はもと
り、万が一ケガをしたり、ご主人
に亡くなられた時に、障害
年金、母子年金など受け
られません。
また、うっかり納め忘れ
のまま二年を過ぎますと、
時効によって保険料を納め
ることができなくなり、年
金を受けられないことがあ
ります。
このようなことがないよ
うに、保険料は必ず納期ま
でに納めて下さい。
詳しいことは、市社会課
・国民年金係へお問い合わせ
下さい。

◎三月十日(水)○午前

国民健康保険 被保険者証の検認を

皆さんが現在持っている被保険者証(昭和56年4月更新)は3月31日で有効期限が切れます。

検認印のないものは、4月1日以降使用できませんので、必ず検認を受けて下さい。

□検認を受ける際

1. 被保険者証をご持参下さい。
2. 被保険者証に出生、死亡、転入、転出、そのほか脱退等の変動があった場合は、係員にその旨を申し出て下さい。(この場合、印鑑が必要です)
被保険者証は、皆さんが、勝手に訂正することはできません。

地区別検認会場及び日程

地区	月日	曜	検認会場	時 間	対 象 区 域
七 和	3.15	月	七和支所	9:00~12:00	七和地区
長 橋	3.15	月	長橋支所	13:00~15:30	長橋地区
梅 沢	3.16	火	梅沢支所	9:00~12:00	梅沢地区
飯 詰	3.16	火	飯詰支所	13:00~15:30	飯詰地区
毘沙門	3.17	水	毘沙門支所	9:00~12:00	毘沙門地区
三 好	3.17	水	三好支所	13:00~15:30	三好地区
栄	3.18	木	市役所2階ロビ	9:00~15:00	栄地区(みどり町含む)
松 島	3.19	金	市役所2階ロビ	9:00~15:00	松島地区
中 川	3.20	土	市役所2階ロビ	9:00~12:00	中川地区
本 庁	3.23	火	市役所2階ロビ	9:00~15:00	川端町・旭町・岩木町 中川長橋・栄町(八重菊) 蓮沼(不魚住)・幾世森 下平井町・松島町
	3.24	水	市役所2階ロビ	9:00~15:00	湊団地・元町・田町・東町 新町・鎌谷町(下り枝) 一ツ谷・烏森・大町・本町 弥生町
	3.25	木	市役所2階ロビ	9:00~15:00	幾島町・柏原町・末広町 上平井町・新宮町(芭蕉) 錦町・寺町・中平井町 敷島町
	3.26	金	市役所2階ロビ	9:00~15:00	小曲・布屋町・若葉・難田 柳町
全 域	3.29 3.31	月 水	市役所保険課 衛生(窓口8番)	9:00~15:00	地区の検認期日に受けられなかった方

「ごみ」を考えよう

シリーズ7 清掃公害課



一般廃棄物(ごみ)処理に関する諸問について

昭和五十六年十二月十日、高瀬焼却場及び野里埋立地を視察後の一般廃棄物(ごみ)問題懇談会に、事業活動に伴う一般廃棄物及び一般家庭から一時的に排出される多量のごみを含め、自

ら市の所有する埋立地に搬入されるごみについて、「これを有料制にすることが適当か否か」、「妥当である」とすればその金額はどの程度にすべきか」を諮問しました。

その諮問理由を大別すると、次の二点になります。

一、「ごみ」を考えようシリーズでも再三述べてまいりましたが、年々増加するごみの中で、とくに急増しているのは「土建」、「商店」、「事業所」から直接、または処理業者により運ばれる事業系のごみです。

増大するごみの量に対して、高瀬焼却場(一日当たり六十ト)は老朽化に伴ない焼却能力も低下しておりまた埋立地も狭あいを招いている現状です。「焼却場の新設」、「新しい埋立地の確保」は莫大な金額と時間

を要するという大変な問題をかかえております。

二、ごみの処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第四条(国及び地方公共団体の責務)及び第六条(市町村の処理の規定)により、市町村が一般家庭のごみの収集・運搬及び処分を行い、第五条に規定されている清潔の保持に努めております。

同法第三条(事業者の責務)で、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならぬと規定されております。昭和四十七年の市条例を制定した当時は、ごみの量も少なかったため、市が肩代わりして処理してまいったのが今日まで続いている実態です。

「国の進学ローン」のご案内

国民金融公庫では、高校・大学へ進学されるお子様

をお持ちのご家庭を対象として、進学資金貸付の利用を呼びかけています。

手続きも簡単ですので、借り入れを希望される方は公庫へ申込書をご請求下さい。(お電話でも結構です)
取扱期間 一月から四月まで。
融資限度 一世帯五十万円以内。

利率 年八・三%
使 途 学校への納付金
受験費用、教科書代、制服代、下宿の敷金など進学に必要な資金。
返済方法 お子様の修学年限以内の元利均等月賦返済。(ボーナス払い併用もありません)

保証人 一人以上。(進学保証基金利用の場合は不要)
その他詳しいことは左記へお問合わせ下さい。

弘前市大町三・一・一八
国民金融公庫弘前支店(☎〇一七二〇六三〇三)
なお、お近くの銀行、信用金庫、信用組合、農協、漁協、学協金庫でも取り扱っております。

郵貯進学積立をされている方は郵便局へご相談下さい。

新 受 入 図 書

—ご利用下さい—

市立図書館

書 名	著 者 名	書 名	著 者 名
ミリオネ全世界事典	吉原 俊一	踏まれ草	千田 夏光
ピラミッド	D・マコーレイ	一瞬の夏(上・下)	沢木 耕太郎
カテドラル	〃	大河の一滴	大森 黎
都 市	〃	あさっての風	三浦 綾子
合同句集いわき	岩木 吟社	独りの珈琲	増田 れい子
西はじめ選歌集	西 はじめ	落伍者の行方	竹西 寛子
石坂洋次郎の文学	森 英一	こないき方もある	佐藤 愛子
夢の陸奥運河	小宮山 ハル	読む楽しみ語る楽しみ	小松 左京
行程 記	中川 某	父母の暦	小泉 タエ
八戸 外 史	清水 末喜	出世を急がぬ男たち	小島 直記
青森県の遺跡めぐり	鈴木 克彦	めだかの眼	今井 美沙子
母 原 病	久徳 重盛	無 影 燈	渡 辺 淳一
バンコクの妻と娘	近藤 紘一	あ や か し	山田 正 紀
足指でつづった日記	小山内 美智子	コーマルタン界隈	山田 稔
雪ぐにの人生	山川 肇	虹の約東	丹羽 文雄
白蟻の生活	M・メーテルリンク	本 廟 寺 焼 亡	井 沢 元 彦
津軽のこわい話	赤 石 宏	評伝高橋和己	川 西 政 明
心のふるさと	神 守 夫	親 族 相 続 法	中 川 淳
天使よ大空へ翔べ	菊 田 昇	明治波瀾歌	山 田 風 太郎
発明発見の紹介56	特 許 庁	小さな貴婦人	吉 行 理 恵
日本 の 風	新 坂 和 男	アルファベット26講	谷 川 俊 太郎
ラブふるさとらぶシネマ	熊 谷 拓 治	エンタテインメント全集	吉 行 淳 之助



非行兆しを知ることが防止への道

少年非行の防止は、今や国民的な課題と言ってもいいでしょう。しかし、少年たちは、ある日突然、非行に走るわけはありません。注意していれば必ず見いだせる「前触れ」があります。

例えば、子供の言葉遣いや態度に変化が見られた場合です。何かというと、投げやりな言葉を吐いて、真面目な生き方を軽蔑(けいべつ)するような態度を見せたり、すぐに分かるよう

なう。それを言って、それが親や先生に知れても平気というような様子が見られる時などは、非行化への注意信号がともっていると考えられます。

また、親のよく知らない友達がいづつの間にか増えていて、名前を聞いてもあいまいな返事をするとか、外出先や帰宅時間がつきりしなくなってくるなど、外食へ盛りなのに、夕食に手

を付けないことが増えたようなときは、学校帰りにスナックなどに寄り道している場合が多いようです。

生活時間をキチンと守らせ、友達つきあいについても、時には親同士が連絡をとって確認し合うなど、子供の生活の輪郭をしっかりとつかんでおくことが大切です。

一方、非行に向かう初期の段階で、少年たちのほとんどが喫煙を経験します。ポケットにたばこが入っていたり、においがするようになったときは、要注意です。もし、近所の少年がたばこを吸っている姿を見かけたらひと声かけて注意してほしいものです。

通学路にあるポルノ雑誌などの自動販売機は、撤去したり規制する方法を地域ぐるみで考えてみましょう。大人がしっかりとスクラムを組んで、早いうちに非行の芽を摘み取るようにしたいものです。

広報紙の早期配布にご協力下さい

3月7日～13日は

建築物防災指導週間です



火災・ガス爆発など
建築物災害の防止に努めましょう